

網走・斜里海域における秋さけ船釣りライセンス制実施に係る遵守事項
(令和 7 年 遊漁船業版)

網走海区漁業調整委員会指示に基づく「令和 7 年度秋さけ船釣りライセンス制を円滑に行う為にライセンス承認遊漁船船主は網走海区漁業調整委員会指示及び他の関係法令規則の他、以下の事項を遵守するとともに乗船者への指導を行うものとする。

1 漁港・港湾施設の利用

- ・許可を受けた施設以外は使用しないこと。
- ・乗船客車両が駐車場等に適切に駐車されていることを確認してから出港すること。
- ・漁業活動に支障を及ぼす利用を行わないこと。

2 海上及び航行

- ・気象の変化が激しい海域であることから安全確保に最大限の注意を払い、海難事故防止に努めること。
- ・他の船舶と十分に距離をとり、特に漁船には近づかないこと。

3 入出港時間

- ・ライセンス承認船の入出港時間は、次のとおりとする。
出港時間 午前 4 時以降とし、日没までに入港するものとする。
- ・出港の判断は慎重に行い、必要に応じて他の遊漁船とも協議し、出来るだけ単独での出港は避けること

4 漁具被害防止等

- ・網走海区漁業調整委員会事務局から通知される漁具の敷設情報を G P S 等に入力するとともに、旗・ボンデン等の目視に努め、漁具付近には決して近づかないようにすること。
- ・ライセンス区域を遵守し、相互確認に努めること。
- ・使用する仕掛けは次のとおり制限する。
 - ①シグの使用は禁止する。
 - ②胴付き仕掛けについては、一番下のオモリから一番下の針までの間隔は、6 0 cm 以上とする。
- ・敷設してある漁具等を誤って損傷させた場合は、直ちに網走海区漁業調整委員会事務局（0152-41-0659）か網走漁業協同組合（0152-43-3121）、（能取湖内の場合は西網走漁業協同組合（0152-61-3311））へ連絡すること。
- ・海難事故防止のため、操船者は秋さけ釣りを行わず、周辺の監視に務めること。

5 ゴミ処理

- ・船内などで発生したゴミは各自持ち帰り処理すること。

当遵守事項は、令和 7 年度秋さけ船釣りライセンス実行協議会で定められた。

違反船に対する処置は、網走海区漁業調整委員会、オホーツク総合振興局水産課と協議のうえ決定する。

網走市秋さけ船釣りライセンス制実行協議会
北海道オホーツク総合振興局・網走漁業協同組合・西網走漁業協同組合
網走市・網走市能取漁港利用団体協議会・網走沖秋さけ釣りライセンス協議会・
北見マリクラブ・美幌マリクラブ